

1. 件名：京都大学臨界実験装置（KUCA）の変更に係る設計及び工事の計画の承認申請（軽水及び固体減速炉心用低濃縮燃料要素の製作）に関する京都大学複合原子力科学研究所とのヒアリング
2. 日時：令和4年9月30日（金） 15時40分～17時00分
3. 場所：原子力規制庁 10階南会議室（TV会議により実施）
4. 出席者：
 - （1）原子力規制庁 原子力規制部 研究炉等審査部門
金子安全規制調整官、立元管理官補佐、加藤上席安全審査官、
望月安全審査専門職、三好技術参与
 - （2）京都大学複合原子力科学研究所
教授 他2名
5. 自動文字起こし結果
別紙のとおり
※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
6. 配付資料
 - 資料1：京都大学複合原子力科学研究所の原子炉施設〔京都大学臨界実験装置（KUCA）〕の変更に係る設計及び工事の計画の承認申請書
（KUCA軽水減速炉心用低濃縮燃料要素の製作）
（KUCA固体減速炉心用低濃縮燃料要素の製作）
 - 資料2：「試験研究の用に供する原子炉等の技術基準に関する規則」との適合性に関する説明書 評価計算書（軽水減速炉心用燃料要素関連）
 - 資料3：「試験研究の用に供する原子炉等の技術基準に関する規則」との適合性に関する説明書 評価計算書（固体減速炉心用燃料要素関連）

時間	自動文字起こし結果
0:00:03	はい計画をちょっと過ぎておりますが、それでは、経営CMOを、燃料要素の政策のヒアリングを始めたいと思います。
0:00:14	それですね、織田の説明なんですけれど、
0:00:18	本日はなぜですね、分割申請に関わる内容について、まず判定どうですね、その部分の説明をお願いいたします。
0:00:30	それで説明をしていただいて、それでこちらからのコメントを伝えて、今日はなるべく早い時間に終わりにしたいと思っています。
0:00:41	まずこの分割申請に係る内容について説明の方よろしくをお願いいたします。
0:00:51	恐れ入りますミサワ京大ミサワです。よろしく申し上げます。ちなみに京大からの今日の参加者私ミサワそれからキタムラがりモートでタカハシ、以上3名が兄弟の参加者です。
0:01:04	よろしく申し上げます。それではですねこれ画面は共有されてません。資料はどうでしょうか。画面まだ出てませんか。
0:01:15	見えてますか。すみません。ちょっとウェブXに慣れてないもんですから。はい。
0:01:19	それではですね、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:01:22	高橋さんお願いしていいですか。
0:01:24	承知しました。
0:01:27	ではまず初めにですね資料に基づいてということよりもですねまずは分割申請に関わる内容についてご説明差し上げるということで進めたいと思います。
0:01:40	今回のですね燃料に関わる設工認申請なんですけれども、
0:01:48	設工認のの当初ですね、今回の申請の当初につきましては、K U C A の検査、軽水減速炉心用低濃縮燃料要素の製作とですね、
0:02:00	あわせて固体減速炉心用の低濃縮燃料要素の製作ということで、燃料の製作の部分に関わる内容について、設工認申請をさせていただいたと。
0:02:12	いうところでございます。そのあとですね
0:02:16	ヒアリング等の中でですねお話をさせていただいている中でですね、今回
0:02:24	今回低濃縮燃料の製作ということになるんですけれどもその元になっているものが、設置変更承認申請ということに関わるかと思います。
0:02:35	その中で低濃縮炉心として運転をするまでに、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:43	<p>こういった形で今後新設工認申請をされますかと、というようなコメント がありましたので、それに基づきまして、今回の燃料の製作に合わせ て、</p>
0:02:55	<p>今後炉心に関しての設工認申請を考えていく必要があるだろうというこ とで京大としても考えておりました。その上でですね今回燃料の製作と ですね低濃縮炉心ですね。</p>
0:03:10	<p>こちらの設工認については、底のステイ濃縮化に向けたということで考 えると、全体計画の中の低濃縮化に向けた運転に向けたですね全体計画 の中の一部と、</p>
0:03:25	<p>ということになるだろうということで、低濃縮燃料の製作という設工認申 請というものは、</p>
0:03:34	<p>低濃縮化に向けた全体計画の中の一部ということになるだろうというこ とで</p>
0:03:42	<p>分割申請という形をとらせていただいた方が良いでしょうということで 考えておるところでございます。従いまして</p>
0:03:53	<p>資料のですね、</p>
0:03:57	<p>3 ページ目のところがございますようにですね、</p>

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
 発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:04:01	まずは低濃縮燃料の製作をに関する設工認申請を出させていただいて、
0:04:09	低濃縮化に向けては炉心に関する設工認申請も行う必要があるだろうと いうことで考えておりました、
0:04:18	この中、この二つをもってですね、設置変更承認申請との、における記 載と整合してるかどうかというのを確認するとともにですね、
0:04:28	許可基準規則への適合性の確認を行った項目について、設工認申請にお いて、技術基準規則と適合しているかどうかというのを確認いただきた いと。
0:04:39	いうふうに考えている次第でございます。
0:04:42	従いましてですね4ページ目のところにですね、その全体での出荷に向 けた全体計画の中に示すような概要といたしましてまずは許可基準規則 の中で、設置変更承認申請の中で、
0:04:58	ご確認いただいた許可基準規則の項目というのを乱立しましてそれに該 当します。議事、技術基準規則のところですね、
0:05:08	燃料の製作と炉心というものがそれぞれですね、許可基準規則等それぞ れ対応しているというものを示したものになります。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:05:18	5 ページ以降ですね、ちょっと 4 ページ目の項目を拡大させていただいて、5 ページ目のところにですね、
0:05:29	許可基準規則への適合性の確認を行った条項として記載をさせていただいておりまして、赤い赤字の項目赤字の条項というのが、低濃縮燃料政策の節項において確認をいただく項目。
0:05:43	青字の条項については、炉心低濃縮炉心の設工認において、確認をいただく項目として挙げております。なおですね黒字の部分が一つございます 13 条の第
0:05:55	1 項第 2 号のイに関しては、炉心の著しい損傷が発生する、燃料誤装荷は保安規定及び、指針に基づいて作業するため、そんな形、可能性というのはケアマネに低いというふうに考えている次第でございます。
0:06:10	6 ページ目におきましてはですね、
0:06:13	これまで説明をさせていただいております技術基準規則への関せの適合性の確認を行っている条項ということで挙げております 6 条 21 条、11 条、22 条に、
0:06:27	今回の

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:06:30	補正の中で考えており、おるところでございますが、25条の26条を加えさせていただくというものでございます。加えてあと第8条ですね。
0:06:40	が、炉心の設工認、燃料の製作の設工認において、
0:06:45	技術基準規則への適合性の確認を行っていただく項目になります。
0:06:49	7ページ目に移りまして7ページ目のところは、低濃縮燃料炉心に関する設工認申請において、技術基準規則の適合性の確認を行っていただく条項として挙げております。
0:07:03	従いまして、
0:07:04	燃料の製作と炉心、
0:07:09	ですね炉心の設工認申請、それぞれににおいてですね、合わせこの二つを合わせることで、
0:07:18	設置変更申請ですね、これ。
0:07:22	確認いただきました許可基準規則への適合性の確認に
0:07:27	適合するということで考えておる次第でございます。
0:07:31	8ページ目2に関してですね設工認の分割申請についての説明になるんですけども、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:07:40	まず炉規則の第三条第3項にですね、分割申請を行う際にですねこういった項目について述べなければいけないということが書かれておりますが、
0:07:52	法人性赤字の方はですね2本ございまして、続きまして青字の方、次回申請として炉心に関する設工認を行う予定にしております。
0:08:02	スケジュールについては資料の後の方でございます。スケジュール案の方に記載させていただいております。
0:08:10	炉心の設工認申請における、すいません、次のページ移りまして、9ページ目につきまして、炉心の設工認申請における設計条件と、
0:08:21	ということで設工認申請の中に書かせていただくであろう項目について、今回9ページ目のところに記載をさせていただいております。
0:08:30	炉心の設工認申請においては適切な代表炉心を選定し、上記の設計条件を満たすことを、性能検査ですね、において確認をしたいというふうに考えております。
0:08:43	10ページ目に移りまして、10ページ目には一時に申請することができない理由としてですね、ここに記載させていただいております通り、燃料の製作からそれを輸送し確認するまでを、本申請の申請範囲とさせていただきます。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:08:59	ていう本燃料要素の製作は海外にて行う予定でございます、製造会社の工程スケジュールや輸送に関わるコスト、また、国際情勢等による輸送の不確実性を最小化するためにですね、できる限り早くに、
0:09:13	製作に取りかかり、その移送準備を行う必要があるということでございます。そのため燃料の製作に関わる部分のみを先に分割申請をさせていただきたいと。
0:09:25	いうふうに考えておる次第でございます。
0:09:27	11 ページ目に移りまして炉心に関する設工認の選定の考え方をここに示させていただいておりますが、あくまでこちらは炉心に関する設工認申請の中で、
0:09:41	ご議論させていただきたいということでございますが、現段階において、私たちがこの、ここに記載させておりましたような内容について、
0:09:51	確認をすることが必要なのかというふうに考えておる次第でございます。
0:09:56	12 ページ目移りまして、こちらがですね私たちが考えておる、
0:10:03	スケジュールというものになります。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:10:09	以上がですねちょっと簡単ではございますが、分割申請に関わる内容ということになります。
0:10:18	以上です。はい、ありがとうございます。
0:10:22	何かございますか。
0:10:25	最初に聞いちゃう。
0:10:27	当然カネコ
0:10:31	聞こえますか。
0:10:35	聞こえております。
0:10:37	今回の設工認範囲は、性能出荷に向けたものということですけども、
0:10:44	刀禰、12 ペイジー2 書いてある、トリウム貯蔵庫ってあるじゃないですか。
0:10:50	これわあ、
0:10:53	今回の設工認の範囲なんですか。
0:11:00	もし申し、
0:11:02	もしもし。
0:11:04	女流部につきましてはですね今回の設工認とはすいません関係しないんですけども私たちのところで、今後予定をしている、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:11:15	敷設交流の内容もちょっとあわせて記載をさせていただいたというところでございますのでトリウムに関しては、低濃縮に関するものとは関係はございません。
0:11:26	そうすると本来はこの表には入ってなくてもいいものなんですね。
0:11:33	はい、おっしゃる通りです。
0:11:39	はいはい。起こりました。
0:11:43	それで、
0:11:46	まだ私の確認。はい。はい、ありがとうございます。
0:11:51	他ありますか。
0:11:54	市長の加藤です。よろしいでしょうか。
0:11:58	えっとですね今回資金の突風で求められているですね、全体計画の概要っていうものをどこまで考えるかっていうところなんだと思うんですけど。
0:12:11	こちらのお考えでいうとですね、まだ申請内容が、この下の資料でいうと3ページ目に書かれていて、
0:12:21	それで炉心に関わる設計条件としては、9ページに書かれている。
0:12:28	それで、炉心に係る適合対象条文を聞いて、23ページ目からという、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:12:37	そういうふうに理解をしているんですが、うちの、この資料で示されている内容ではですね、
0:12:48	この炉心に関わる適合対象条文が適切なのかっていうのがよくわからないんです。
0:12:57	何言ってるかっていうと、結局炉心ぐ大関公民で、
0:13:03	例を申請してくるのかっていうのが明確にちょっとよくわからないんですよ。例えば、設備を真因導入するのか、設備を改造するのか、それとも、評価をやって、何かしらの説明をするのか。
0:13:21	要するに炉心に関わる工認にどういうことを説明するから、これが適合対象条文でっていう、その間の具体的内容を埋めてもらいたいと思っているんですけど、いかがでしょうか。
0:13:46	京都大学の高橋ですけれども。
0:13:50	先ほどのコメントに基づきますと、炉心の方での設工認の中で示す内容というのは9ページに示させていただいております。
0:14:02	設計条件というものが主なものになりまして、この条件を満たすような炉心というのをいろいろと選定をしていただいた中でですね、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:14:15	<p>使用前確認において確認をいただいていることになるかと思えます。</p> <p>その全体としてはですね、工事等は必要になりませんし、</p>
0:14:28	<p>基本的には評価に関わる部分のところになるというふうに考えております。</p>
0:14:34	<p>従いまして先ほど、今、こちらでご説明差し上げました内容を、この資料の中に落とし込むということになるかと思っております。</p>
0:14:45	<p>どうぞ。すみません。京大ミサワです。ちょっとよろしいでしょうか。</p>
0:14:50	<p>すみません。ちょっと先ほどの加藤様からのコメントで、例えばですね、原子炉停止系統というところは、2回目の設工認炉心の設工認ということで対象に入ってるんですが、</p>
0:15:04	<p>これは工事を伴うんですかそれとも、ただ評価だけですかというそのあたりのところを明確にした方がいいというご指摘でよろしいでしょうか。</p>
0:15:14	<p>具体的に項目挙げたところがですね、どういうことをやるかということ、もうちょっとこう具体的にか書いて、それで1回目2回目を分けて書いて、</p>

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:15:24	いくようにということでしょうか。もちろんですね今一番最初に言われた工事が発生するかしない、つまりは設備関係で、新規なのか改造なのかっていう
0:15:37	ところが評価なのかっていうのがまず大前提にあります。
0:15:41	それで、仮に評価だとするとどうだがどういった評価を説明する予定なのか。
0:15:50	要するに評価結果とかまではいかないものの評価という項目ですね。
0:15:56	そこまでを示していただきたいというのが、私が述べ立てたコメントでございます。いかがですか。
0:16:05	はい。高橋さんいいかな。
0:16:07	はい。受けミサワです。今の加藤様が言われたことを、大変よく理解いたしました。内容について、まず、どのような項目を実際に行うことを考えているかと。
0:16:22	いうことを、各条項の各項目ごとにリストアップっていいですか、明記して、その上で、これは
0:16:32	対象条項対応に必要かどうかというところを記載するようにということでしょうか。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:16:41	町長の方にその通りです。
0:16:43	はい。わかりました先ほどの中間の中央管理室の設工認の時も、条項対応のところが必要必要というところ、かなり細かく、
0:16:54	書かせていただいてようにご指示いただいたので、それに倣って各項目について詳しく書くということで、対応させていただきたいと思えます。
0:17:04	ありがとうございます。
0:17:06	高橋さんいいですか。高城さん、タカハシですはい、承知いたしました。
0:17:13	文化の振興簡単に説明してもらってるんだけど、全然意味がわかんない。第十条って機能で、何、どういうし、
0:17:24	ちょっとですねちなみにですね、
0:17:34	住所、例えば 23 ページ目のところ、
0:17:41	第 10 号、
0:17:45	営業の第 1 項の適合対象条文っていうふうに言っておりますが、どういったことを説明する予定なのか、ちょっと

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:17:57	一つ例として、ここではどのようなことを考えてるかっていうのを説明していただいてもよろしいですか。
0:18:11	タカハシ3条項あるそこに、
0:18:14	私ちょっと今手元にないのでちょっと待っていただきます。はい。すいません。ちょっとお待ちいただけますかすいません。はい。
0:18:46	すいません。
0:18:48	兄弟ミサワです。
0:18:51	多分今のご指摘のところはですね、
0:18:58	多分今のご指摘のところは他に全部共通するところになると思いますので、すいませんが、いかがでしょうかここでこの例を挙げるではなくてですね。
0:19:09	もう1回ここんところしっかりとしたそのような資料を作って、全部をまとめてご説明させさせていただくということできさせていたきたいんですが、いかがでしょうか。大変申し訳ないんですが、
0:19:21	聞けたのかと。
0:19:38	うじゅ
0:19:41	すいません。うん。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:19:43	慶長の加藤です。
0:19:47	もう、今のところなんですけれどもどうなのか、120でも構わないので、説明できませんか。
0:19:56	はい。京大ミサワです。例えばですね、10条の第1項というのは、通常運転時の安全かつて安定的に制御できと。
0:20:08	ということで、主力食うの抑制特性を有することということですので、これはそこで核的制限値等で反応度ですね。
0:20:18	というのを測定すると、ちょっとここは書いてないかな。これすみません主な反映等核的制限と書いておりますが、例えば制御棒がしっかりとした反応度を持っていると。
0:20:29	いうことをですね、実際に実験測定を行ってですね、確認するということころが10条の第1項になるかと思えます。
0:20:39	他の例につきましても、そういう形で、実際どういうことを行うかというのを、ここを書きたいと思えます。少なくとも10条第1項は、
0:20:49	共に反応度測定ですね、例えば03の制御できる能力というのは、これ制御棒の底Cの先ほど、トータルの反応度ですね。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:21:01	それを測定するというところになります。そのようなところを、もうちょっと具体的に書かせていただきたいと思います。以上です。
0:21:13	記載内容の説明をするには今のようなことなんでしょうけど、実際の記載、申請書に書く記載内容ってのはどういう風になるんですか。
0:21:25	はい。京大ミサワです。実際にはですねちょっと今考えておりますのは、核的制限値として、我々んとこ制御棒に対して幾つかの制限値をつけてます。反応度をどれだけ持たせなければいけないか。
0:21:39	それから例えば中心課題というものがどれだけ反応度を持たなければいけないかというのが、設置性に書いてあります。それを実際にですね具体的に炉心を組んで、
0:21:51	それを測定をして、それで数値を満足していることを確認するということをですね、設工認で書くということになります。
0:22:04	以上です。
0:22:06	許可の内容を満足してますっていう申請内容ですか。
0:22:10	はい。そうですね。きょ、京大ミサワです。許可の内容である。また、例えばこの十条の場合は核的制限値になりますので、核的制限値を満足していることを確認するということになります。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:22:25	ちょっと待ってください。
0:23:03	やっぱりちょっと今お伺いするだけでは全くイメージが湧かないので、それでもう一つ例だけ、第16条の遮へい等のところも、やはりあれですか許可で、
0:23:14	設定した制限値なり何なり、
0:23:17	車検はちょっと違うのかな。鮭計算の内容を満足してますっていう、詳細評価の内容を書くってそういう意味ですか。
0:23:26	えーとですね、遮へいということになりますと、これ当然管理区域境界です、遮へい性能を満足することを確認しなければいけないので、
0:23:37	これ、実際には計算ではなくて、実際に測定をすると、いうことを考えております。ですから実際に炉心を組んで、
0:23:47	出力を上げて、その遮へい性能を満足していることを、これは城間、
0:23:54	一応前事業者検査になりますがそこで確認するということになります。
0:24:01	はい。以上です。
0:24:03	基本的にはこれあの計算ということは考えておりませんで、これはすべて測定と実際測定ということを考えております。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:24:12	ですから設工認としては、こういう炉心を含みますそして遮へい制度として、管理区域境界で、例えば 2.5 マイクロシーベルトパーアワー以下になるようにすると。
0:24:24	というようなことを書くと、いうことを考えているところでございます。
0:24:29	今 2.5 分じゃかんちゃらっていうのは許可じゃない数字なんですね。
0:24:37	はい。
0:24:38	すいませんちょっとふやしていいですか。今管理協会での線量の値 2.5 幾つと言ってたやっぱ値っていうのは、許可にはない数字なんですね。
0:24:52	あれなかったっけ。
0:24:57	えーっとですね。
0:24:59	すいません。ちょっと確認させてください。はいいや、わかりました。ちょっとやっぱり今の
0:25:06	R I の規制による管理区域の設定に関する規則になりますので、要するに、1.1. 3 ミリシーベルトパー3 ヶ月ってのは管理区域境界の設定で、
0:25:18	それを割り算して、1 週間で 100m S v、それで 40 時間で割って 2.5m S v というのが、基本的な R I 管理区域の管理の制限になってますそれを満足するということを確認すると。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:25:35	ということになります。
0:25:39	確かあったよ、なかったっけ。
0:25:42	はわかりました。
0:25:44	止めていいですね。
0:25:50	ミヨシですけど、ちょっとよろしいですか。どうぞ。
0:25:57	規制庁の三好です。ちょっと貯蔵設備の扱いについてお聞きしたいんですけども、
0:26:04	先ほどの説明だと、このスケジュール表に入っているトリウムは別申請だと。
0:26:12	ということ。
0:26:14	だったと思いますけど、そうすると、
0:26:18	条文適合の有無を書いてある 23 ページの、
0:26:24	表ですね、ここで、
0:26:29	24 ページですか。
0:26:34	26 条の核燃料取扱貯蔵設備、核燃料物質貯蔵設備、
0:26:40	これについては、
0:26:42	最初の最初に申請するとしている燃料政策の中で、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:26:47	このありっていう条項が幾つかありますけども、
0:26:51	これについて、
0:26:53	シンシュて、これは新燃料を作った燃料を、
0:26:59	貯蔵する。
0:27:02	貯蔵設備と、
0:27:04	いうふうに理解してよろしいですか。
0:27:08	はい。京大ミサワです。はいその通りです。
0:27:11	新しい低濃縮の貯蔵設備です。
0:27:15	それについてはいわゆる説明というか、
0:27:20	申請書にもう該当するところが入っていると。
0:27:26	ていう。はい。見るというそういう、そういう理解で見ればよろしいってことですか。はい。今我々のところにあります、貯蔵施設の貯蔵能力とかですね、臨界にならないような設計とか、
0:27:39	そういうところを確認するというのでそこが入れております。
0:27:45	わかりました。ちょっとそういう意味で見るとね、今の例えば申請書に今回、何回かに分けて作るんでしょうけども、
0:27:55	その燃料を、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:27:57	燃料貯蔵設備の構造として、
0:28:01	どういうところに入れる、入れるかとかですね。
0:28:05	或いは全体での未臨界性だとか、そういうところの説明が要ると思っ るんですけど。
0:28:13	いかがでしょう。
0:28:24	はい。アド京大ミサワです。ご指摘どうもありがとうございます。
0:28:30	藤。
0:28:33	実はその説明はですね設置変更申請の時に、と同じような臨界性の確保 とそれから貯蔵量ですね、その説明はさせていただいているというこ とですので、
0:28:46	ある意味その恩返しのところがここに必要であればそういうことに なるかと、いうふうに思いますので、そこの対応のところはですねちょ っと
0:28:59	前にもう出す、出させていただいているところでありますが、ダブ同じ ような内容ですがそれを、
0:29:09	うん。
0:29:10	思う。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:29:11	そこんところはですね。
0:29:15	そこんところ追加するようにさせていただきたいと思います。ありがとうございます。はい。全体、少し説明をふやすということ。
0:29:25	の中で対応していただければいいんですけど、この貯蔵設備については炉心の方じゃなくて燃料政策の方に入ってるので、ここについての具体的な
0:29:35	評価結果とかですね、そういうものが要るんじゃないかというふうに思ってるので、
0:29:41	ご検討いただきたいと思います。
0:29:43	はい。長大三澤です。ご指摘ありがとうございます。繰り返しになりますがすでに未臨界の解析結果それ等についてはやっておりますのでそれを
0:29:54	説明として付けるようにさせていただきたいと思います。
0:29:57	ありがとうございます。
0:30:00	規制庁カトウです。ちょっといないんないんですけどちょっとあの確認をさせていただきます。
0:30:07	今回の資料の6ページ目。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:30:18	6 ページ目の左下にですね、
0:30:21	今ご説明のあった 25 条の核燃料取扱設備、それと 26 条の核燃料物質貯蔵設備、
0:30:31	こちらについては初回新っていうより追加っていうふうになってます。
0:30:35	例えば、今私申請書を見ましたが、もともと 25 条の 26 条っていうものは、適合対象条文になっていなくて、
0:30:45	今回は 9 月でっていう理解をしています。
0:30:50	そうしますと、もちろんのことながら、今日吉が言ったようにですね、許可の段階できちっとやってるのかもしれませんが、それらをどこに配置してどういう結果なのかっていうものに対しては、説明が必要だと思いますので、
0:31:08	本資料に反映することが必要だと思っておりますがいかがでしょうか。
0:31:13	はい。京大ミサワです。ちょっと確認なんですけれどこれ初出しではなくてですね、前回ヒアリングの時にこのような議論があったと、いうふうに私は理解しているんですが、
0:31:25	要するに燃料が入る時にですね、ちゃんと貯蔵のところ、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:31:31	必要だということでこれ、すでに説明させていただいているような気がするんですが、はいその時了解いただいているかと思うんですが、前回のヒアリングっていうか、
0:31:43	8月3日、
0:31:46	はい。9月に行った。
0:31:54	8月3日のヒアリング時にこの25と26を入れさせていただいたと思うんですが、申し訳ないですちょっと説明が不十分で申しわけないです。
0:32:06	規制庁の加藤ですそうかもしれないです。すみません。
0:32:10	うん。そうすると、
0:32:14	8月3日の時ですと、
0:32:18	25条、26条っていうのは、路線の方が結構あるよって言っていたものを、
0:32:27	今回燃料政策の方に移して申請するよっていうところまで話しているっていう理解でよろしいですかね。
0:32:36	はい。はい。京大ミサワです。安保。その通りでございます。もし燃料が入って炉心を組む前にも、貯蔵が必要になるので、ここの燃料の製作

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	<p>のところに入れるべきだと、いうことを考えましてこちらにお持ちさせて いただいております。すいません。</p>
0:32:54	<p>わかりました。じゃあ、勝部根井ということは理解しましたが、この 25 条、26 条に対して、きちんとした説明を追加するようお願いいたしま す。</p>
0:33:05	<p>はい。兄弟ミサワで先ほど三吉様からもご指摘いただきましたように、 ここについては、しっかりと以前の資料を用いてになりますが、説明さ せていただきたいと思います。ありがとうございます。</p>
0:33:24	<p>あともう 1 件ちょっとニュースですけど確認というかお願いしたいとこ ろがあります。</p>
0:33:30	<p>資料でいうと、何ページですかね。</p>
0:33:38	<p>いわゆる検査のところでの炉心の選定の考え方っていうのが、</p>
0:33:43	<p>11 ページにあると思います。</p>
0:33:46	<p>この県さあの方法については、こちらの方でも、検査班等の、</p>
0:33:53	<p>確認がいると思ってるんですけども、今私としては今京大の方から出さ れてるですね、</p>
0:34:03	<p>何回かに分けたときには、その</p>

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
 発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:34:08	きた燃料で代表炉心を構築して、確認書を受けたいってということが書かれてるので、これは基本的にこれで、
0:34:18	妥当だなと思っておるんですが、その際
0:34:22	この資料の4、これの、ちょっと少し補強ということですけど、
0:34:27	いわゆる1回目2回目それぞれ来る燃料の本数が、もう一応示されてるので、その範囲で、
0:34:39	設置、設置承認のときにさんざん議論させていただきましたけど、申請書に載っている代表炉心、
0:34:47	がありますが、そのうち、どういうものを今考えられるかと言ったようなところを少し確定しなくてもですね少し広報となるものを、
0:34:58	各段階でだして、示してもらおうと非常にわかりやすいんじゃないかなと思ってるんですけども、その点どうでしょうか。
0:35:08	はい。京大ミサワです。ご指摘どうもありがとうございます。
0:35:13	我々としてもですねこんなことをしようという案は持っているところですが、その具体的な細かいそれがいいかどうかというのは、次の設工認のところで、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:35:26	もっと詳しく相談させていただけたらなというふうに思っております、できればですねそのところは、今回の設工認の
0:35:37	議論の中では、ちょっと省いていただけないかなというふうに思っております。そこんところで要するにこの二つに分割しなされた方がいいっていうのが、要するにあそこの
0:35:50	この部分ですねこの部分のディスカッションをちょっと省きたいなというふうに思っていたところが、一番の理由ですので、そのようにさせていただけないかなというふうに思います。
0:36:01	口頭でだけ言わせていただきますと、スペクトルについては、硬いのかから屋良カイノまでいくつかのパターン。
0:36:11	それから炉心の高さについても一応 3045 中と三つやっていますが、その短いのか、長いのかのピックアップ、それから、
0:36:25	そのようなところですね、というようなところでやりたいというふうに思っております。全部やるとうん 10 炉心になりますので、それをピックアップするということになると思っております。で、
0:36:36	2 回分けるというところなんです、最初に来る燃料枚数のこれ、実は非常に少なくてですね、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:36:44	ですね、最初の認可枚数の炉心くらいしかできません。ですので、最初の北燃料で組めるといのは多分、
0:36:54	ほとんどスペクトルの一定の炉心しかできないかなというふうに思っております。で、2回目に燃料が来た段階で異なるスペクトルの炉心異なる長さの炉心というところを、
0:37:07	見ていただけたらなというふうに思っているところでございます。こちらからは以上でございます。
0:37:18	三好です。今
0:37:23	1回、最初1回目2回目って分かれてる、その炉心の話なんで、今の時点で、個別に決めることは全くないと思ってる。
0:37:34	ですけども、ただ一応この全体計画の中で、
0:37:40	スケジュール表で、こういう確認とかそういうことになってるので、やはりある程度のイメージというかですね、それは少しこの資料に盛り込んでいただきたいと思ってるんですよ。
0:37:55	実際に次回出してきたる申請書でそれが変わっ変わると、いうことがあってもいいと思ってるので、いわゆる広報等考えられるっていうぐらいの、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:38:06	少しやわらかな表現でも構いませんから、
0:38:12	何ですか、もう代表炉心のその申請書の
0:38:16	許可申請の方に出てるものから選ぶってことはもう決まってるわけ ですから、
0:38:21	少しその辺の考え方を、考え方っていうか、ちょっと今のこの234の考 え方がわからないので、変わり得るってことは前提としても構いません ので、
0:38:34	少し、もう少し詳しく書いてもらった方がいいんじゃないかなというふ うに思ってるんですけど。
0:38:40	わからないので、ちょっと町田盛り込んでいません。
0:38:51	今の話は二瓶た部門とも一緒に話す内容ですので、今日はとりあえず、 そういう説明が必要になるよということだけご理解いただければ結構か と思いますがいかがですか。
0:39:05	ありがとうございます。規制庁の経済部の松本さんともちょっとお話を させていただいているところでございます。そのあたりのところですね しっかりと問題ないように進めたいと思います。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:39:18	<p>すいませんちょっと先ほどの三好様からのコメントについてはちょっとその方向で検討するというので今日はさせていただけたらと思います。いくつかピックアップしたものをちょっと書くというようなことになるかと思いますが。はい。ありがとうございます。いえ、よろしくお願ひします。今は確定するつもりはありませんので、</p>
0:39:35	<p>そこだけご理解ください。</p>
0:39:41	<p>恒川カトウです。ですね主立ったコメントは以上となりまして、あとちょっと資料の体裁上のところでちょっと確認といいますか修正をしていただきたいところについて、</p>
0:39:53	<p>ご連絡したいと思います。まず、5 ページ目。</p>
0:40:01	<p>5 ページ目のですね左下にですね 13 条第 1 項第 2-1 っていうふうにあ</p> <p>って、</p>
0:40:12	<p>推測するには、適合対象条文にしないのは、こういう売り上げという理由を書いているんだと思うんですけど、そういうことであれば適合対象条件にしないというのを、きちんとわかるような記載にさせていただきたいというのが 1 点でございます。</p>
0:40:33	<p>あ、ごめんなさい、タカハシごめんね。京大ミサワです。今日の午前中の中間の設工認でもそういうご指摘をたくさんいただいております。そ</p>

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	のあたり、ペケの理由を書くというところは、追加するようにいたします。ありがとうございます。
0:40:49	許可の積を持ち、
0:40:50	評価、
0:41:19	規制庁の稼働だけよろしいでしょうか。
0:41:21	ちょっときちんと認識を合わせておきたいんですけど、うちとして館野を理由を整理して欲しいというのは、
0:41:32	既工認の技術基準規則の適合対象条文に対してなるべきです。
0:41:37	それでここで書かれている、右の表っていうのは、設置変更承認、つまり許可ですよ。
0:41:45	それで、この第1項第2号の時っていうのを、
0:41:51	他の設計変更承認として、
0:41:55	ごめんなさい、この条文に対しては、設工認の方に反映しませんと。
0:42:02	それは何でかっていうのが左下に書かれているっていうことであるので、左下に記載が何を意図しているかっていうのを施してもらえればいいと思ってます。
0:42:16	あの兄弟ミサワです。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:42:19	そのような形で、荘司田嶋タカハシさんいいかな。
0:42:22	はいわかりました表題をつけるという意図だと思ってるんですけどもそれでよろしかったでしょうか。はい。浜川議員。
0:44:32	規制庁の加藤です。またちょっと体裁の話で申し訳ないんですけど、
0:44:39	5 ページ目、今夏許可で見ている対象条文を、を設置工事に落とした時に営業の
0:44:50	政策と、炉心に書いてあるどっちに振り分けるかっていうのを記載されているというふうに感じていて、次の6 ページ目、7 ページ目でね。
0:45:01	それを燃料の製作こっち炉心に関しては、この適合対象条件ですっていうふうになっているんですけど。
0:45:11	これ、これを意図している意味は何でしょうか。
0:45:20	この資料で何を説明したいのかっていうところなんですけれど。
0:45:26	京大炉のタカハシですけども、
0:45:29	えっとですね5 ページ目の方は許可基準規則のところで見てください内容になります。それー
0:45:38	それをどこで見るかというところになるんですけども、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:45:42	それぞれは赤字の方が、燃料で青字の方が炉心の方になるかと思いま す。それを6ページの方で、
0:45:51	各項目というのが、この技術基準規則の内壇上に該当するかというところ を示させていただいているものになります。
0:46:01	チーム長の加藤です。そうすると、4ページ目2ついているものを拡大 しただけっていう理解。
0:46:11	はい、おっしゃる通りです。
0:47:56	はい。
0:48:02	あ、規制庁タツモトです。先ほど、
0:48:06	資料の、
0:48:09	6ページ目ですかね。
0:48:11	さらっと、初回申請より追加しますっていうことありましたが、
0:48:17	申請はそれなりに、
0:48:20	そちらの責任持って出されているものだと思うので、その申請からこちら に補正をせざるをえない、補正の中身っていうのは、
0:48:28	今この資料上、
0:48:30	どこの部分でその補正の中身を説明してるんですか。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:48:39	京大の高橋ですけれども。
0:48:41	補正申請の中でですね取扱設備等の貯蔵設備を入れるということで考えておるといってご説明差し上げたんですけども、
0:48:52	まず初めにですね検査の中で、初回の時にはですね燃料の、
0:48:59	製作までということで考えていたんですけどもその後のヒアリング審査会合の中で、受け入れたところで検査をしておいた方が良いでしょう。
0:49:10	というのはコメントをいただきまして今回 22 ページのところにですね、外観検査の 2 ということで受け入れ時の検査を行うということで
0:49:22	の審査会合でもご説明差し上げたところがございます。これを受けまして燃料を受け入れるということになるのであれば取扱設備貯蔵設備についての説明を加える必要があるであろうと。
0:49:35	ということで、前回のヒアリングのところでご説明を差し上げたというところがございます。従いまして 25 条 26 条の技術基準との適合性について、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:49:47	説明を加えることが必要があるということで 26 ページ以降 25 条 26 条 についての適合性についてのご説明を加えさせていただいておるとい うところでございます。以上です。
0:50:00	規制庁だと思うんです。初回の会合では、補正の中にまで説明してるん ですか。し当初申請だけの中身だけで説明してるんですか。
0:50:10	当初申請の中では初回申請のところは当初申請の審査会合で説明をさせ ていただいていたというところでございます。
0:50:19	前回の会合が、当初申請だけの中身なのであれば、補正の中身っていう のは会合の場で、補正の方針っていう形で示してもらう必要があるんで す。
0:50:29	なのでその部分はどこですかっていう質問なんですけど。
0:50:33	すいません兄弟ミサワです。
0:50:37	ちょっと補正申請のですね、ところについては、今、すいませんここで これが補正申請しますというところまではここに記載しておりません。
0:50:47	ですので、多分もう 1 回これ、当然審査会合ありますので、そのとこ ろで修正点を補正ここは補正申請しますと。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:50:57	いう形でご説明させていただきたいと思いますのでよろしくお願いたします。
0:51:02	吉良タツモトです。
0:51:04	その時に分割申請にしますっていうのは補正申請で分割申請にするという認識でよろしいんですか。
0:51:14	はい、補まだ、要するに最初の申請の時には、分割申請という言葉が入っておりませんでしたので、我々としてはですねこれ独立の申請ということで最初、
0:51:26	考えていたところでございますがこれまでの議論の中でこれは脳疾患に向けた一連の中の一つだというご指摘等も受けましたので一連の中の分割申請ということになります。
0:51:42	ですから、分割申請するための理由書とかですねその辺りは全然ついておりませんので、そのあたりは当然つけた形での補正申請ということになります。
0:51:53	以上です。
0:52:44	店長からございます 1 件だけ確認です。今の分割申請に至る流れのところ、ちょっとだけ確認させてください。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:52:53	当初申請から分割に至ったのは、
0:52:59	ヒアリングの場で、
0:53:01	今後出される炉心に関する設工認は、
0:53:05	なぜ分割ではないのかという、こちらからの問いに対して、
0:53:12	京大側が、じゃあ分割にしますっていうのを、いきなり審査会合で言っ たってそういう理解でいいですか。
0:53:27	はい兄弟ミサワです。
0:53:29	ちょっといきなりっていうふうに言われてもあれなんですけど、我々とし たらですねこのディスカッションの中で、そういう方針になったと、い うふうに考えているところございまして、
0:53:41	繰り返しになりますが、当初は、S T A C Yの李の申請というのをまず 参考にして、我々燃料申請を、施設購入申請を、を変えて、
0:53:54	あちらの方はですね燃料までと、それから炉心の方は多分炉心の別の申 請になっていると。
0:54:01	いうところを参考にしてですねこのような形にさせていただいたと言う のが事実でございます。ただディスカッションの中でそういうご指摘を いただきましたので、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:54:13	我々としてはですね、分割申請ず低濃縮化の一連の作業の中の前半部分の申請という形でこれを取り扱いますと、
0:54:24	ということで説明させていただいてると、いうふうに思っているところがございます。以上です。すいません、そういうご指摘ってのはどういう指摘だったか覚えてます。
0:54:36	すいませんちょっと今しっかり、
0:54:40	今わからない。申し訳ないです。
0:54:43	そう言ったのは
0:54:46	分割にするっていうことですか。どうぞ。
0:54:50	ですねそれは話の中でそういうふうになったと思いますがすみませんちょっと今言った言わないという話になると思いますのでちょっとすいませんそれはちょっと保留させてください。
0:54:59	はい、わかりました。
0:55:03	はい。私から以上です。
0:55:10	規制庁立野です。先ほども言った通り、その補正申請を補正するのであれば、その補正の方針的なものは、会合での説明が必要だと思ってるんです。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:55:21	今回、もともと単独燃料の政策単独としての申請を当初考えていたところ、
0:55:30	低濃縮全体一連の作業ってそちらおっしゃるんですかね全体での申請の中で、第1分割第2分割、それぞれ燃料の製作炉心っていうふうに分けるのであれば、
0:55:43	そういう構成、そういう構成ってのは第1分割第2分割で分けての構成での申請にしますっていうのが、
0:55:51	補正の方針として説明として入ってくるものだと思うんですけど。
0:55:55	その説明は今こんな資料じゃあるんですか。
0:56:02	本当に、
0:56:21	そっか。
0:56:22	もうここだよね。
0:56:25	はい。京大ミサワです。例えばこの8ページ目のところにですね、こういう形で申請しますということについてご説明させていただいてるつもりなんですが、
0:56:39	ですから審査会合ではですねこういうことをですねやりますと、こういう、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:56:45	申請しますということは当然説明しなければいけないというふうには認識しております。
0:56:53	規制庁タツモトです。衛藤。
0:56:56	次回申請っていうと、別々の申請として出されるのか、第1分割第2分割で出されるのかっていうのが不明確なので、一つの
0:57:07	設工認申請に対して、その第1分割申請が、本申請率第2分割申請が炉心の方ですっていうふうな、わかるように示してもらっていいですか。
0:57:24	すいませんちょっと説明が十分じゃなかったかもしれませんもう一度ですねちょっとそこをしっかりと書きたいというふうに思います。
0:57:34	これはもうちょっとご相談なんですけど、要するに、最初1本でこれやります。一本で別々にやりますという申請をさせていただいてます。
0:57:45	それを、これを全体の中の分割申請ということになると、補正申請ってのはどういう形の申請にすればいいかっていうのはちょっとすいません。
0:57:56	私もちょっとイメージ湧かないもんですから、それについてはですね、ある意味、事務的な手続きっていいですか書類の問題だと思います。書

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	<p>き方については、いろいろちょっとご相談差し上げたいと思いますので、よろしくお願いします。これは行政相談になるのかもしれませんが、</p>
0:58:12	<p>よろしくお願いします。</p>
0:58:42	<p>すいませんちょっと京大ミサワです。何度も申し訳ございません。す。こういうのご指示いただけるのかどうかよくわかりませんので、我々としたらですねこんな形で申請をしたいと、補正手術をしたいというのは当然原案を作ってですね、</p>
0:58:59	<p>それをもとに、ヒアリング等でご相談させていただきたいと、いうふうに思いますので、よろしくお願いいたします。</p>
0:59:11	<p>ちょっとお待ちください。</p>
1:04:29	<p>はい。規制庁タツモトです。こちらから分割申請を補正でっていうふうな依頼なり資料なりをしてるわけではなくて、今の当初申請から、その分割申請に、</p>
1:04:41	<p>しましよといったときに、どういう手続きが必要なのかっていうところは調整なりが必要だと思ってますが、そういう認識よろしいですか。</p>

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:04:54	申し上げます今ちょっとですね、マイクの調子が悪くてちょっと今聞き取りにくかったんですもうちょっとね多分ネットワークの調子だと思っ んですがちょっともう一度お願いできますか。はい。規制庁タツモトで す。
1:05:06	江藤。今回の当初申請から衛藤炉心を含んだ分割申請。
1:05:13	にする。
1:05:14	ということはそちらがもう介護の場で明言されてるんですけども、その 分割申請にするといったときに、どういう手続きが必要なのか、それは その何ですか補正にするのか、それとも何かまた違う形での申請手続き が必要になるのかっていうのは、
1:05:30	今後のお互いの調整が必要だと思ってますけど、そういう認識でよろし いですか。
1:05:36	はい。京田ミサワです。まさにご指摘の通りでございます今後の調整よ ろしく願います。ちょっとネット物志賀の辺り多くないみたいで、 ちょっと声が飛んじったりしてる。すいませんちょっと、多分、言わ れたことは理解したつもりです。ありがとうございます。
1:05:53	規定上タツモト d す。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:05:55	衛藤はい。
1:05:56	今後調整ではあるんですけどもまずそちらとしてやりたいことっていうのは明確に示してもらわないと、何がやりたいのかっていうのが、ブレッチャーと今後の審査も進まないのので、
1:06:08	そこは明確にしてくださいというところです。
1:06:11	先ほど、適合条文の設工認の技術基準規則適合条文のマルバツについては、
1:06:21	理由もつけて、今後詳細確認していきますよっていう話をしましたけども、その適合条文の確認をするにあたっては、そもそも何をするのかっていうところを、
1:06:33	お互い共通認識を持たないと、いやここには貯蔵設備があるんですとか、いやここは燃料の部分なんですとかここは炉心なんですとかっていうのがもうあっちこっち話が飛んじゃうので、
1:06:44	まず何をするのか、それは全体で低濃縮化に向けた一連の作業の中で、何を、詳細設計を衛藤そちらとして説明したいのか。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:06:55	そのうち、今回の第1回分割申請の燃料の製作の部分で、何を説明した いのか、今後の炉心の方では何を説明する予定なのかっていうところ を、
1:07:08	明確にしてもらっていいですか。
1:07:14	京大ミサワです。ご指摘の点わかりました。ただ私先ほどそれを説明し たつもりだったんですがすいません、うまく説明が通らなくて申し訳あ りませんでした。
1:07:24	規制庁建物で例えばですね、その全体の炉心っていうのはあの関係って いうのは、今の資料上は何ページになるんでしたっけ。
1:07:36	あ、すいませんちょっとネットが調子悪い。すいませんちょっとどちら が悪いのかわかんないんでちょっともう一度お願いできますかコアの声 が飛んじゃってるの。申し訳ないです。
1:07:46	この炉心、あ、ごめんなさい。ちょうど兄弟ミサワです。炉心について っていうことで何かちょっと言われたと思いますが、具体的にこの資料 の中に炉心の説明、
1:07:57	の図は等はありません。
1:08:00	規制庁タツモトです。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:08:02	低濃縮化に向けた一連の作業っていうものの、全体を、文章だけじゃなく、こういうものを作りたいんですっていうような、図母線に新C名詞ながら、
1:08:14	説明してもらった方がいいと思います。そのうち、どこの部分、この燃料の部分は、第1回申請なんです。こっちの衛藤部分は、第2回なんですっていうのが、
1:08:28	申請対象設備が1階2階それぞれどこになるのかっていうのも、して示してもらったほうがわかりやすいかと思います。
1:08:38	どうでしょう。
1:08:40	京大ミサワです。ご指摘ありがとうございます。多分ですね例えば今これ出しております。行幸対応のところていろいろとあります。ですから先ほど申しましたが、
1:08:53	ここでどんなことをやりますっていうことをですね、このところに記載するというで説明を追加するようにさせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。
1:09:06	規制庁タツモトです。すいません、念のためもう一度言いますが、その適合条文の確認をするにあたって、いろいろな詳細な説明文にしてもラーンということだと思っんですけど。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:09:20	何をしたいのかっていうのをお互い共通認識を持たないと、話があっちこっちに行ってしまうので、まず何をしたいのかという、
1:09:31	何がしたいのかってのは燃料の製作だけではなくて、低濃縮化に向けた一連の作業を全体として何をしたいのかっていうのを示してください。
1:09:41	それは文章だけではなくて、申請対象設備であったり、設計条件設計方法であったり、そういうものを用いて示してください。
1:09:51	というお願いなんですけど。
1:09:58	はい。京大水沢です。うまく資料つくれるかわかりませんが、ちょっとトライしています。ありがとうございます。
1:10:08	そんな難しいことをお願いしたいんですけど。うん。
1:10:11	赤色のタカハシですけれども、先ほどのお話からいきますと、
1:10:18	燃料の図面等、これまでご説明差し上げたところも含めて、かなりちょっと冗長物になってしまうかもしれないんですけどもまずは燃料を作りますその燃料を、
1:10:31	炉心に入れて、こういった核的制限値等を確認しますというそういった全体のものをもう少し入れ込めという理解でよろしいでしょうか。
1:11:02	規制庁タツモトです。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:11:08	認識は合ってるかなと。
1:11:11	思っ
1:11:12	一対一とか思ってます。
1:11:17	京大の高橋です
1:11:19	燃料の図面等をまずは入れ込んで、
1:11:24	これまでご説明差し上げているところではございますが要するに全体の中で
1:11:32	これまで説明したところも含めて、もう一度、
1:11:36	全体をまず説明する。それについて等も含めながら、説明を差し上げると。それぞれについて細かい設計条文等が、設計条件等がこういうのがあるのでそういったものを書く。
1:11:50	あわせてこれが燃料の方こちらが炉心の方ということで、
1:11:55	この技術基準規則の適合性をこういうふうに考えているというところを説明してれば良いという認識でよろしいですか。
1:12:12	はい。ありがとうございます。他に何かございますか。
1:12:19	モチヅキ詰めがございますか。
1:12:23	はい、望月です。今日もう何点か、こちらからのコメントを。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:12:28	出ましたけども、今後も含めてちょっと提案なんですけど、コメントに対する刈り取りがなかなか
1:12:40	確認できなかつたりとかっていうところでどこ乗ってるんだってことでちょっとすぐにわからない部分があったりするので、今後今日のコメントに対して、コメントに対しての回答。
1:12:54	それがそれをいつまでに行っていつ出したかっていうような表をちょっと作って整理をさしていきたいと思ってるんですけども、そうすれば、コメントに対する仮取り漏れってというのがなくて、
1:13:07	お互いに共通認識を持って、いつまでに、資料を出し出す予定でいつ出したっていうのが確認できると思うんで、そういったコメント一覧っていうのを作るとは可能ですか。
1:13:19	京大ミサワです。実は我々のところで我々質問管理表というふうに呼んでますが、それをすでに持っております。ちょっと、
1:13:29	それをですね規制庁さんと共有すればよかったんですけど、我々としては作っておりますのでそれをもとに、今度いつかそれを今度次回以降ですねそれをお送りして見ていただいて、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:13:41	コメント質問ですね、それがそごがないかと、いうことを確認させていただきたいと思います。すみません送るのが遅くなって、が遅れなかったことをいたします。申し訳ありません。
1:13:55	エクセルで作っております。はい。
1:13:59	規制庁の筒井血ではよろしく申し上げます。
1:14:03	清野カトウです。刀禰ちょっと、
1:14:10	今後なんですけれど今日、ヒアリング度2度のコメントっていうものが、今日どういうポイントができたかっていうのを、ヒアリングの最後にですね。
1:14:25	確認したいと思います。次回からで構いません。それで、コメントとして何が残っているか、そこの両者の認識を一致させていきたいと思いますが、いかがでしょうか。
1:14:42	兄弟者です。いわゆるあっぷあっぷっていうそういう形、そんなイメージでしょうか。
1:14:48	そうだね。いや、質問表出してもらえばいいんじゃない。ほぼ作って
1:14:52	今ですか。さっき津久井。
1:14:55	作っても、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:15:01	一つの提案としては、こちらでこちらの位置を録音していますので、それをもとに、それを聞きながら質問管理を作っておりますので、
1:15:12	できたところその日のうちではなくてできたところで、それをお送りして見ていただくということではいかがでしょうか。
1:15:20	ラップアップではなくて、
1:15:22	規制庁の方でそうするとやはりその時の認識に違いが出ると思いますので、やはりですねヒアリングが終わった段階で、
1:15:36	うちとして、の今日のヒアリングで残ったコメントっていうの、認識を合わせる形でやりたいと思います。いかがですか。
1:15:45	はい。そういうことでしていただけるんだったらそれで結構でございます。すいませんがよろしくお願ひします。ちなみにそれは文字起こしをするものなんですか。それとも、
1:15:57	よく切ってからでしょうか。
1:15:59	もちろん行います。
1:16:01	はい。ちょっと問題。
1:16:04	文字起こしはわかりました。はい。荘司ヒアリングの中でということですね。承知いたしました。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:16:13	他よろしいですか。
1:16:17	はい。そうしましたら、本日のヒアリング以上としたいと思います。
1:16:23	ありがとうございました。
1:16:26	はい、どうもありがとうございました。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。